
平成18年第3回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

平成18年9月5日(火)

1. 議事日程第1号

平成18年9月5日(火) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第 3 議長の諸般の報告
- 第 4 議案の上程(議案第108号から議案第124号)
- 第 5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
- 第 6 請願並びに陳情の上程(陳情1件)
- 第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 第 8 質疑・討論・採決(専決処分1件)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 日程第 3 議長の諸般の報告
- 日程第 4 議案の上程(議案第108号から議案第124号)
- 日程第 5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
- 日程第 6 請願並びに陳情の上程(陳情1件)
- 日程第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 日程第 8 質疑・討論・採決(専決処分1件)

出席議員(19名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 宿 利 俊 行 | 2 番 | 清 藤 一 憲 |
| 3 番 | 松 本 義 臣 | 4 番 | 高 田 修 治 |

5 番	秦 時 雄	6 番	湯 浅 至
7 番	江 藤 徳 美	8 番	藤 野 修 二
9 番	藤 本 勝 美	10番	日 隈 久美男
11番	佐 藤 健次郎	12番	後 藤 勲
13番	穴 井 丈 洋	14番	神 田 義 彦
15番	安 達 宏 彦	16番	片 山 博 雅
17番	繁 田 弘 司	19番	小 野 菊 男
20番	横 山 富 夫		

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 高 倉 益 雄 議 事 係 長 穴 井 陸 明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 公 明	助 役	日 隈 紀 生
教 育 長	西 野 重 正	総 務 課 長 兼自治振興室長	小 幡 岳 久
企画財政課長	秋 吉 徹 成	税 務 課 長	大 塚 章 雄
福祉保健課長	松 山 照 夫	住 民 課 長	中 尾 拓
建 設 課 長	合 原 正 則	農 林 課 長	佐 藤 左 俊
農林課参事兼 農業委員会 事務局 長	小 川 敬 文	商工観光課長	河 島 広太郎
水 道 課 長	麻 生 長三郎	会 計 課 長	日 隈 駿 一
人権・同和对策 室長兼隣保館長	大 蔵 喜久男	学 校 教 育 課 長	坪 井 万 里
社会教育課長 兼中央公民館長	芝 原 哲 夫	社会教育課参事	宿 利 博 実
わらべの館館長	酒 井 恵一郎	行 政 係 長	村 木 賢 二

上 程 議 案

議案第108号 専決処分の承認を求めることについて
 玖珠町国民保険税条例の一部を改正する条例について

- 議案第109号 玖珠町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の制定について
- 議案第110号 玖珠町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第111号 玖珠町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第112号 玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第113号 大分県消防補償等組合規約の一部変更について
- 議案第114号 平成18年度日出生台演習場関連公共用施設整備事業 システム食器洗浄機購入契約の締結について
- 議案第115号 平成18年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第116号 平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第117号 平成18年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第118号 平成17年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第119号 平成17年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第120号 平成17年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第121号 平成17年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第122号 平成17年度玖珠町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第123号 平成17年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第124号 平成17年度玖珠町水道事業会計決算の認定について

午前10時00分開議(開会)

○議長（横山富夫君） おはようございます。

ただ今の出席議員は19名です。

会議の定足数に達しております。地方自治法第113条の規定により平成18年第3回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横山富夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において、

7 番 江 藤 徳 美君

12番 後藤 勲君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（横山富夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤健次郎君。

○議会運営委員長（佐藤健次郎君） 皆さんおはようございます。

議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

平成18年第3回玖珠町議会定例会の開会にあたり、去る8月31日議会運営委員会を開催いたしました。

今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日、9月5日から9月27日までの23日間といたしたいと思っております。

今期定例会に上程されます議案は、専決処分の承認案件1件、条例の制定案件1件、条例の一部改正案件3件、規約の一部変更案件1件、契約締結案件1件、平成18年度一般会計補正予算案件1件、平成18年度特別会計補正予算案件2件、平成17年度決算認定案件7件の17議案と陳情1件であります。

なお、議案第108号は専決処分の承認を求めるものです。議案の性格上、本日の日程の中で質疑、討論、採決までお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、決算認定案件の7議案は、決算特別委員会を設置して審査の付託を行いたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

次に、本定例会の一般質問者は9名であります。

したがって、一般質問は11日に5名、12日に4名の2日間の日程で行いたいと思っております。

なお、会期中に追加議案として人事案件の上程が予定されているとの旨の報告を受けております。

どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（横山富夫君） おはかりします。

ただ今、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は、本日9月5日から9月27日までの23日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月5日から9月27日までの23日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（横山富夫君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

去る7月26日、日田市において日田玖珠議長会総会が行われました。

翌7月27日には、町村議会正副議長並びに正副委員長研修会が大分市コンパルホールで行われました。研修内容につきましては、「地方行政をめぐる最近の情勢について」と題して、県地方行政局長首藤正則氏の講演でありました。続いて、同じく地方行政局行政班の川野幸男主幹により地方自治法の一部改正についての説明を受けました。

以上で議長の報告を終わります。

日程第4 議案の上程（議案第108号から議案第124号まで）

○議長（横山富夫君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第108号から議案第124号までの17議案について、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第108号から議案第124号までの17議案につきましては、一括上程することに決定しました。

日程第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明

○議長（横山富夫君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林公明君） おはようございます。

本日ここに平成18年第3回の玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年の夏の気候は、梅雨前線の活動が長期に及び活発であったために、全国各地で度々大雨となり洪水や土砂災害をもたらしたところであります。特に7月の中旬から下旬にかけては、梅雨前線がゆっくりと南下いたしましたために、山陰地方や北陸地方、長野県及び九州地域におきましては記録的な豪雨となり甚大な被害が発生したようでありますけれども、幸い我が玖珠町におきましては、これまでのところ人的被害など特に大きな被害は発生しておりません。

しかしながら、例年ですとこれからが台風の襲来シーズンでございます。取り入れ時期を迎えておりま

す水稻でございますけれども、水稻の作況状況は全国的に、やや不良か、昨年並みということで、8月29日の農水省の発表にそういう予測がされているところであります。これから先の台風シーズン、台風、豪雨によります農作物への被害がないことをまず祈ってるところでございます。

さて、近年我が玖珠町におきましても都市化だとか、あるいはインターネット社会の普及等によります個人の価値観の多様化が進む中で、地域における連帯感、人と人との絆が希薄化するなど、地域社会コミュニティの機能の低下が懸念されているところであります。一方では、少子・高齢化など社会経済情勢の変化に伴い、高齢者や子育て家庭に対する支援や地域の防災、地域の安全活動などの分野において相互に助け合うという共助の心に支えられた地域コミュニティの形成が求められております。

議員各位におかれましては、既にご承知のことと思っておりますけれども、現在、我が玖珠町内におきましても、安全で住み良い地域づくり、まちづくりという観点から、地域住民を主体とする地域自治組織づくりの取り組みが行われております。人の幸せ感や安心感というものは、意外と毎朝交わす「おはようございます」という言葉の回数といった何気ないものに親密さや何気ないものに左右されるものかも知れませんが、そのこと自体はまたコミュニティの親密さとの広がりや尺度でもあり、親密さと広がりや尺度でもあるというふうに思います。昔ながらの野山があり、子だくさんの家庭が軒を並べて支え合っていた昭和30年代、あの頃は確かに地域に教育力、あるいは治安力そして地域の福祉力というふうなものがあったと思います。しかしながら、現在では子どもたちが都会に出てしまい、お年寄りしか残っていない家庭も多くあります。コミュニティは元々空気のようにあるのが当り前の時代から、改めて現代生きる人々がこれを築いていかなければならないものになってしまいました。

玖珠町内の住民パワーをもとに築かれつつあります地域自治組織の活動が、どれだけの成果をこれから上げられるのかは未知数でありますけれども、地域の絆が強まるための住民運動の展開でありまして、いろいろな立場の人や老若男女が一堂に会するだけでもコミュニティとしての意義はあるというふうに思っております。

玖珠町といたしましては、住民の主体性を尊重しながら、地域における防災・防犯・福祉・環境保全活動など多様なコミュニティづくりを促進するとともに、町と町民がそれぞれの役割を果しながら、そのコミュニティが複合的な機能を有するものにしていく必要があるというふうに考えております。

したがって、今回組織されております住民自治組織につきましては、ある程度の予算、地域づくりの財産でありますけれども、そういうものを自主管理していただくような体制を確立し、町からの財源支出のみでなく関係住民自らの出資金等を加えた地域づくり基金というものを造成運用することで、住民自らがまちづくりの主体となれるよう町としても財政的支援と人的支援をしてまいりたいと考えておるところであります。

この地域づくりのための基金構想、コミュニティボンドだとかコミュニティファンドというふうに言われておりますけれども、これにつきましてはまだ全国的に余り例のないまちづくり手法であり、現在、この基金につきましていろいろと調査研究、検討を進めているところであります。

具体的な構想等につきましては、できれば本定例会の会期中にお時間をいただき、議員各位にご相談ご報告申し上げ、構想の実現に向けてご理解とご協力をお願いいたしたいというふうに考えているところでございます。

次に、町政諸般の報告を申し上げます。

初めに、6月の議会以降の諸般の報告でありますけれども、まず町内で発生した同和問題に係る差別事象と人権啓発の取り組みについてでございます。

21世紀は人権の世紀というふうに言われておりますように、近年では人権教育のための国連10年の取り組みをはじめとした世界的な流れの中で、様々な人権課題の解決に向けての取り組みが進められております。国内では、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、その取り組みが地方公共団体の責務として明確に位置付けられました。

当町においても、人権施策を総合的に推進するため、平成16年度に「玖珠町人権施策基本計画書」を策定し、あらゆる場における人権教育、啓発の推進を図ってきたところであります。しかしながら、このような取り組みにもかかわらず、去る6月初め、大分県立森高等学校内で、部落差別に係る賤称語が書かれたビラが発見されるという差別事象がございました。大変悲しい出来事であり、誠に残念であります。

この事象は県立高校の中で起こったこととはいえ、町としてもことの重大性を真摯に受け止め、これまでの人権・同和問題に対する教育啓発の再点検を行うとともに、同和問題を正しく理解するための事業に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。その一環としても去る8月3日には「人権を守る町民のつどい」を開催いたしました。関係各位のご協力により、600人余りの町民にご参加をいただき、この会を有意義に行うことができたと思っております。今後ともこの差別事象を契機として、さらに町民の人権意識の醸成を図り、あらゆる差別の解消に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、玖珠町立幼稚園の再編計画について、私の方から申し上げます。

21世紀を迎えた今日、少子・高齢化や社会のグローバル化、情報技術の進展、長引く景気低迷、人口の減少等により、かつて経験したことのない改革の時代に直面していることはご承知のとおりであります。玖珠町におきましても、少子化による園児数の激減で、現在の町立幼稚園のあり方を検討しなければならなくなったところでございます。

教育委員会としては、今年1月に「玖珠町就学前教育審議会」を立ち上げ、就学前教育の環境整備について諮問をし、5回の審議会を開催いたしました。既にもうご承知のことと存じますけれども、平成19年度を目途に現行の町立幼稚園4園から2園に再編との答申を3月にいただいたところであります。

その答申を受けまして、定例及び臨時教育委員会や関係部所との協議を重ねながら、玖珠町立幼稚園再編計画の策定に取り組み、先の6月定例会におきまして、文教民生常任委員会の席上で概略をご説明申し上げ、去る7月24日の第3回臨時教育委員会におきまして、玖珠町立幼稚園再編計画を策定いたしました。その後、休会中ではありましたが、文教民生常任委員会を開催していただき、玖珠町立幼稚園再編

計画及び地区説明会についても報告させていただいたと聞いております。

その後、教育委員会といたしましては、8月16日に玖珠地区、18日に八幡地区、21日に森地区、22日に北山田地区の各自治会館でこの説明会を実施し、保護者や地域の方々にご理解いただけるよう努めているところでございます。

次に、「玖珠町国民保護計画」について申し上げます。

我が国を取り巻く安全保障環境についてでございますけれども、いわゆる本格的な侵略事態の発生という可能性は低下していると言われておりますけれども、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織等によります活動を含む新たな脅威や安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題になっております。

こうした状況を踏まえ、我が国に対する外部からの武力攻撃に際し、平和と独立を守り国及び国民の安全を保つために、15年の6月に、平成15年の6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」いわゆる武力攻撃事態対処法というものが成立いたしました。さらに、この法律を受けて翌16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法が成立したところであります。

この保護法の成立により、武力攻撃事態対処法と相まって、国全体として万全の体制を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための基本的な法制が整備されたわけであります。

これらの背景を踏まえ、国民保護法の適切かつ円滑な執行を図るため、平成17年3月に国民の保護のための措置の実施に関する方針などを定めた「国民の保護に関する基本指針」が閣議決定されました。国民の保護に関する基本指針であります。この基本指針に基づき、17年10月には各指定行政機関の国民保護計画が、さらに平成18年3月には全都道府県の国民保護計画が作成され、これを受けて、現在各市町村では「国民保護計画」の作成作業が、指定公共機関においては「国民保護業務計画」の作成作業が進められているところであります。

玖珠町におきましても、本年3月に「玖珠町国民保護協議会条例」「玖珠町国民保護対策本部」及び「玖珠町緊急対処事態対策本部条例」を制定し、この7月21日に各関係機関の長や有識者等で構成いたします「玖珠町国民保護協議会」委員の委嘱を行い、同日第1回目の協議会を開催いたしました。現在は町の職員10名で構成される「玖珠町国民保護計画策定委員会」において、国民保護計画の作成作業を鋭意進めているところでございます。今後、県との協議を経て、来年3月には議会に報告、公表できるものというふうに考えております。

次に、子どもと高齢者を守る安心ネットワーク協議会について申し上げます。

少子・高齢化に伴い、核家族化や近隣との交流の希薄化、また、高齢者の孤立というものが加速する中、児童や生徒をめぐる様々な問題が生じております。中でも、児童や高齢者に対する虐待の問題は、近年深刻化を増しており、社会全体での早急な対応が求められているところでございます。

このような社会情勢の中、児童福祉法の改正及び高齢者虐待防止法の規定により、市町村の児童や高齢

者の虐待に対しての責務が明確化されたことから、7月14日に「子どもと高齢者を守る安心ネットワーク協議会」を発足しました。協議会は、子ども及び高齢者に関係する機関の代表者30名で構成し、実務者からなる実務者会議、個別の事例に対応するケース会議の組織を設けております。

今後は、協議会等において、民生児童委員等からなります地域ネットワーク、子どもや高齢者に関する事業所等からなります施設のネットワーク、医療や行政機関等、専門機関等からなるネットワークの3つの機能によります連携協力体制を取りながら、早期発見や見守り、虐待を受けた子ども及び高齢者とその養護者に対する適切な支援などを行うことになっております。

次に、行財政改革の取り組みについて申し上げます。

行財政改革の取り組みにつきましては、玖珠町行財政改革緊急5カ年計画に基づき、引き続き事務事業の見直しや事務改善に取り組んでいるところでございます。その取り組みの中で、審議会・委員会の見直しを行い、これまでの55の審議会・委員会を再編し、総合行政審議会は7月12日に、総合教育審議会は6月27日に、人権・同和対策審議会は7月11日に委嘱申し上げ、第1回の会議を開催いたしました。

今までは特定の問題検討のみの委員会や、委員が役職上重複し委任されてる方もあり、また、短期間のうちに二度三度と委員会が開催されることがございましたので、このようなことを解消し、委員会開催時に多くの課にわたります審議ができますように、複数の課にわたりますような審議もできますように、効率の良い組織の再編を行ったところでございます。

次に、町民と行政との協働による地域づくりを目指しての地域コミュニティの活動状況、冒頭ご挨拶の中で申し上げました地域コミュニティの活動状況の進捗につきまして、ご説明申し上げます。

地方分権、行財政改革が進む中で、本格的な地方分権時代に対応するために、地域自治組織の確立に取り組み、住民の積極的な参加・参画による協働で自分たちの手による新しいまちづくりに取り組む、そういうことのために地域全体でコミュニティ活動の組織化を先の議会でもご報告申し上げましたように、各地の自治委員会をお願いをしてるところでございます。

現在、森・玖珠・北山田・八幡の4地区で、地区の自治委員会が主体となり、自治会館を拠点活動の場として、組織の確立に誠心誠意お取り組みをいただいているところであります。

北山田地区は8月の23日に、玖珠地区は8月の28日に、八幡地区は先日9月2日に設立総会を開催していただき、新たな活動の第一歩を踏み出したところであります。森地区におきましても、組織の核となる構成団体の会議を開催するなど、設立に向けての歩みを着実に進めていただいているところでございます。

今後も平成19年4月1日からの自治会館のいわゆる指定管理者制度によります委託に向けた協議や、地域の今後の活動に向けた協議などに町としても全力で取り組み、そしてまた、自治組織の活動を支援申し上げたいと考えているところであります。

次に、ホッケー場の記念式典についてでございます。

メルヘンの森スポーツ公園ホッケー場の完成記念式典を大会関係者や観客合わせて500人以上の参加をいただく中で、6月24日に開催いたしました。いわゆるこけら落としといたしまして、実業団強豪チーム

の広島コカコーラウエストジャパン、四国一般の愛媛クラブ、広島県立安芸府中高校を迎えての記念試合や、小国町のジュニアチームと玖珠町のジュニアチームとの対戦、ジュニアのためのホッケー教室等を行ったところでございますが、記念試合をしていただいたチームの関係者の皆さんから、玖珠町のホッケー場の人工芝の状態は最高とのお褒めの言葉をいただきました。近頃では各県チームとの練習試合や東京大学ホッケー部が合宿を行うなど、いろんな意味での波及効果が出ているところでございます。今後もホッケー振興と平成20年度に開催されます国体の成功に向けての取り組みを進めてまいります。

次に、環境保全月間の取り組みについて申し上げます。

自然に恵まれた山や川、人々の心を癒す温泉など、恵み豊かな町の環境を守り、確保することを目的に、平成14年に「玖珠町環境基本条例」を制定し、7月1日を環境保全の日、7月を環境保全月間と定め、環境保全に努めてまいりました。今年で5回目になります環境保全の日には、議員さん方をはじめ自治委員、婦人会、老人会や各種団体など約400人の皆さんにご参加をいただき、玖珠川河川敷の清掃、草刈りやゴミ拾いでもございましたけれども、これを行うことができました。お蔭をもちまして、町の中心部にあります河川敷がきれいになったところであります。

また、保全月間の行事の一環といたしまして、今年も7月28日には、次代を担います町内の小学校の児童に議員になっていただきまして、「環境夢議会」を開催いたしました。小学生の議員さんには、環境問題をはじめまちづくりなどにつきまして素晴らしい質問や提案をいただいたところでございます。また、議会の議員さんにも直接議長をやっていただくなど、ご協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げたいというふうに思います。

次に、この夏のイベントについて申し上げます。

7月21日に商工会青年部の主催により第3回の玖珠町祇園大祭が行われました。また、8月5日には玖珠町観光協会主催の童話の里夏祭りが行われました。いずれも好天に恵まれ、例年になく多くの観客で賑いました。今年も町内だけではなくて福岡、久留米、北九州、遠く山口などの県外からも家族連が多かったと報告を受けており、2つのイベントともに夏のイベントとして定着したというふうに、定着してきたというふうに考えてるところであります。

さらに、8月の24、25には、玖珠町の夏の風物詩と申しますか、夏の終わりの行事として塚脇地蔵講が開催され、12カ所に見立て細工が作られ、多くの町民がそぞろ歩きで町内を巡り、世相を反映した話題の細工に夏の風流を楽しんだことと思います。

今後、地域のコミュニティ活動が活発になり、このような地域のイベントを通じて町の賑いや活性化が進むものと期待しているところでございます。

最後になりましたけれども、先にご報告申し上げましたホッケー場の記念式典、あるいは大分県の消防操法大会、それぞれの夏のイベントに議員の皆様方には積極的にご協力ご参加いただきましたことに対しまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。

ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わりました、提出議案のご説明を申し上げたいと思います。

お手元の議案集の1ページをご覧ください。議案集の1ページでございます。

議案の第108号は、専決処分の承認を求めることについて（玖珠町国民健康保険条例の一部改正について）でございます。

本案は、玖珠町国民健康保険税の税率の改正に伴いまして、軽減額を（軽くする軽減額であります）改定するとともに、地方税法及び同法施行令の規定に基づく軽減額の算定割合を中に明記したものでありまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

なお、黄色い表紙の上程議案の参考資料というものがございまして、この1ページから2ページの方に、新旧対照表変更部分についてアンダーラインを引っ張って明記してございますので、ご参考にしていただければよろしいかと思っております。

次の議案集の4ページでございます。議案の4ページ。

議案第109号は、玖珠町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の制定について、玖珠町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定についてでございます。

本案は、廃棄物の排出の抑制と適正処理を推進し、また、循環型社会の形成に向けた分別の徹底を図り、快適な生活環境を確保するために条例を制定するものであります。

次に、議案集の11ページをお開きください。

議案第110号は、玖珠町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、地方公務員災害補償法の改正に伴いまして、通勤の範囲が定められたこと、通勤の範囲であります、これが定められたこと、並びに刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行により、条例の一部を改正するものであります。

黄色い表紙の参考資料集の3ページから5ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、ご参考にいたしていただきたいと思っております。

次に、議案集の方の13ページであります、議案の第111号は、玖珠町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本案は、健康保険法の一部改正に伴いまして、条例の一部の所要の改正をするものでございます。

率や金額でございまして、参考資料集の6ページの新旧対照表、参考資料集の6ページであります、掲載しておりますので、参考にさせていただければと思っております。

次に、議案集の14ページをお開き願います。

議案の第112号は、玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、大分県乳幼児医療費助成事業の制度改正に伴い、本町も条例の一部を改正するものであります。参考資料集の7ページから11ページに新旧対照表が付けてございます。ご参考にしていただきたいと思います。

います。

次に、議案集の17ページをお開き願いたいと思います。

議案の第113号、大分県消防補償等組合理約の一部変更についてでございます。

これは、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、大分県の消防補償等組合理約の一部を変更する必要が生じたものであります。

同じく参考資料集の12ページに新旧対照表を付けてございます。

次に、議案集の18ページ、議案の第114号であります、平成18年度日出生台演習場関連の公共用施設整備事業 システム食器洗浄機購入契約の締結についてでございます。

本案は、現在学校給食センターで使用しております食器の洗浄機、これが老朽化したことに伴いまして、新しくシステム食器洗浄機を購入する契約、物品の購入契約を締結いたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料集の13ページに今回整備しようとしておりますシステム食器洗浄機の資料を添付いたしておりますので、ご参考に願いたいと思います。黄色い資料集の最後のページであります。

次に、議案の第115号は、平成18年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書は別冊となっておりますので、お取り出しいただきたいと思います。

一般会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

玖珠町一般会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,557万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,846万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、歳入では町債、地方債の充当事業の追加、地方債充当額の変更に伴います所用額の計上、災害復旧に係ります国庫補助金・負担金の増額補正、歳出面では、障害者自立支援法施行に伴います予算の経費の組み替え、あるいは前年度事業の清算に伴います補助金の清算金の計上、さらに、農林事業、農林・建設事業に係ります新たな事業の決定や補助金・負担金額の確定に伴います増額補正などがその主な内容でございます。

具体的にご説明申し上げますが、まず6ページをお開きください。

地方債の補正でございますが、消防施設整備事業ほか2件、限度額総額を3,580万円として追加するものでございます。3,580万円の追加するものでございます。

また、町有林整備事業、その表にありますように、ほか14件、限度額2億5,360万円を、同じく町有林整備事業限度額2億7,200万円に変更いたすものでございます。補正前が2億5,360万、補正後が、変更後が2億7,200万の変更でございます。

次に、歳入の主なものでございます。

10ページをお開き願います。

10ページの一番上でありますけれども、1款1項1目の町民税1,035万6,000円につきましては、決算見込額の修正に伴い、歳出所要額を一部計上するものでございます。

同じく10ページの一番下の欄でございますけれども、15款1項1目民生費の国庫負担金1,434万7,000円は、障害者自立支援法施行に伴います予算の組み替え及び児童措置費の過年度清算額の確定に伴う計上でございます。歳入の計上でございます。

11ページでございますが、11ページの上段、15款1項4目の災害復旧費国庫負担金1,590万1,000円は、6月7月の集中豪雨によります土木施設災害に伴うものでございます。

同じく、中段の15款2項5目2節住宅費の国庫補助金633万1,000円につきましては、上の市住宅の外壁改修工事の工事内容の変更に伴うものでございます。

12ページをお開き願います。

真ん中程であります、16款2項2目の1節社会福祉費県補助金690万9,000円の減額は、歳入のところでご説明いたしましたけれども、障害者自立支援法施行に伴います組み替え及び隣保館運営補助金等の確定に伴うものが内容でございます。

14ページ、その次のページであります、14ページの上段であります。21款5項3目雑入の1,721万8,000円は、し尿処理場の建設に伴います関連事業、戸上公民館の建設費に伴います日田玖珠広域行政組合からの受託事業収入の増額が主なものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

歳出についてご説明申し上げます。

16ページであります、中段に2款1項6目13節電子計算費委託料287万9,000円。これは18年度分の町税や福祉関係の法律改正に伴いますコンピュータープログラムの修正費用の追加計上でございます。

同じく、中段に金額は小さいんですが、2款1項9目広域行政費56万3,000円。これにつきましては、19年の4月1日に発足する予定の玖珠九重一部事務組合（仮称であります）この行政組合の設立準備に伴います事務費の負担金でございます。

16ページが一番下であります、2款1項15目13節の設計委託料370万は、玖珠自治会館の組み替えに伴います基本構想・基本設計の委託料でございます。

18ページをお開き願います。

18ページの下の方であります、2款1項15目13節、失礼、3款1項3目20節の扶助費217万8,000円につきましては、障害者自立支援法施行に伴います予算のそれぞれの組み替えが主なものでございます。説明欄に記載してるとおりでございます。

21ページをお開き願います。

21ページの中段、4款2項3目19節負担金補助及び交付金の669万7,000円。これにつきましては、し尿処理施設整備関連事業戸上公民館でありますけれども、この歳出増額に伴います日田玖珠広域行政組合への逆に納付する負担金でございます。

22ページをお開き願います。

22ページの中段、6款1項4目19節負担金補助及び交付金1億5,233万8,000円につきましては、強

い農業づくり事業として、いわゆる強い農業づくり交付金でありますけれども、日出生台の小野原地区に建設が予定されています肥育牛舎、堆肥舎建設等歳入県補助金に計上しておりますように、県を通じて補助を行い、国の交付金で実施する事業でございます。

次に、29ページをお開きください。

29ページの中段であります、11款1項1目耕地災害復旧費2,696万1,000円は、6月から7月にかけて西部地方を襲った集中豪雨によります耕地災害10件についての復旧工事、また、その下の2,384万8,000円は町道等の復旧工事に伴うものでございます。

以上が平成18年度一般会計補正予算（第2号）の主な計上内容でございます。

次に、議案第116号は、18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

別冊となっております。

国民健康保険事業特別会計補正予算の1ページをお開きいただきたいと思っております。

国保特別会計補正予算の第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,394万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億786万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、健康保険法の一部改正によりまして、改正する法律の施行によりまして、保険財政の共同安定化事業というものが創設されました。今年の10月からであります、保険財政共同安定化事業が創設されたことによりまして、その事業を実施するためのものが主なものでございます。

したがって、詳しい内容の説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、議案の第117号であります。

平成18年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

別冊でございますので、お取り出しを願います。

議案のご説明を申し上げる前に、介護保険特別会計につきましては、18年度から介護保険事業特別会計の会計区分の変更がございましたので、ご説明をしたいと思います。

この4月から介護保険法の改正によりまして、本町に玖珠町地域包括支援センターというものを設置したところでございます。玖珠町地域包括支援センターであります。

この地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置され、地域支援事業の包括的な支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な拠点となるものであります。町に地域包括支援センターというものが設置されました。

そして、指定介護の認定で要支援の1と2に認定された方が利用する介護予防サービスの介護予防プランを立てることになっております。要介護認定、要支援1、2に認定された方々の介護予防サービスの介護プランというものを作る、この支援センターで作ることになっております。

それにつきましては、事業収入が予定されるわけでありまして、その会計の処理につきましては、ケアプラン料、いわゆるプランを立てるときの料金が町の収入ということになりますので、厚生労働省で定め

る介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス勘定に区分することになるわけであり、これまでの介護保険に関する特別会計を保険事業勘定というものと（介護保険勘定に、）介護サービス勘定に2つに区分して処理をすることになります。

したがって、4月から介護保険事業特別会計は従来の保険事業勘定に加えて介護予防マネジメント事業のケアプラン料を主な財源とするサービス勘定を設けるところでございます。

介護保険事業特別会計補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います、この介護保険特別会計補正予算（第1号）の中で、保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,166万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,962万6,000円とするものでございます。これが保険事業勘定であります。

今回の補正は、この保険事業勘定の繰越金の確定に伴う計上でございます、その一部を介護給付費準備基金に積み立てること等が主な内容でございます。

もう1つの事業勘定であります介護サービス事業勘定では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ924万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,197万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、介護予防サービス事業の見直し等に伴うものでございます。

以上、介護保険事業特別会計に事業勘定を2つに分けて補正をお願いをしております。

次に、議案集に戻っていただきまして、19ページでございますが、議案の第118号、決算の認定についてでございます。議案集の19ページでございます。

議案の第118号は、平成17年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

この決算につきましては、自治法の233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書を付けて議会の認定に付すものでございます。

一般会計の歳入歳出決算書は別冊になっております。黄緑色の表紙の決算書でございますが、その5ページをお開きいただきたいと思います。黄緑色の決算書の5ページでございます。

平成17年度の決算の概要を申し上げますと、平成17年度の一般会計の決算規模は、歳入額収入済額が79億6,985万7,390円、前年度に比ば、金額で4億4,297万5,591円、率にして5.3%の減というふうになっております。

9ページをご覧くださいと思いますが、決算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

一方歳出であります、歳出済額でございますけれども、一番下にありますように、76億8,462万495円で、歳出の方が前年度に比べて金額で4億4,691万8,822円、率にして5.5%の減となっております。

この結果、歳入歳出の決算上の剰余金、歳計剰余金でありますけれども、これは欄外に記載しておりますとおり、歳入歳出差引残額で2億8,523万6,895円となっております、前年度に比較して金額で394万3,231円、率にして1.4%の増というふうになってところでございます。

歳入歳出は以上でございますが、財政構造について、決算書の169ページをお開き願います。

まず実質収支でございますが、決算書の169ページの実質収支でございますが、単位は1,000円で調整をい

たしております。

まず歳入歳出差引額、つまり形式収支でありますけれども、2億8,523万7,000円の黒字であります。この形式収支から今年度（18年度）に繰り越します明許費の一般財源として繰越額が2,347万8,000円を差し引きましたいわゆる実質収支は2億6,175万9,000円の黒字となっております。

それぞれの決算の内容は割愛させていただきまして、財政構造の指数などについてご説明を申し上げたいと思います。

今朝ほどでは、大分県の決算状況が公表、新聞紙上で出ておりましたけれども、当町の財政構造につきましてご説明を申し上げたいと思います。

普通会計は、一般会計と公営事業会計を除きます特別会計で構成されるものでありまして、本町では玖珠町の一般会計と住宅新築資金特別会計で構成されております。

財政構造に関します資料といたしましては、白い表紙の方の「17年度の主要な施策の成果及び予算の執行実績報告書」白い表紙の「17年度決算における主要な施策の成果及び予算の執行実績報告書」というのがございます。この中に財政構造に関しますデータが入っておりますので、内容をご説明申し上げたいと思います。

この報告書の90ページと91ページ、91ページをお開きいただきたいと思います。

これは先程申し上げました一般会計と住宅新築資金の特別会計を合わせた普通会計、いわゆる普通会計の地方財政状況調査、決算統計と言われてるものでございますけれども、これで純計された整理された数値、指数などです。

91ページ、性質別歳出の表の一番右下、91ページの右下の一番下であります。財政構造の弾力性を示します経常収支比率が示されております。今年は89.4ということになっております。16年度が88.8でありましたので、0.6ポイント高くなったということになります。伸び率そのものは鈍化と申しますか前年度よりも抑えられておりますけれども、この0.6ポイント上がった原因といたしましては、扶助費、それから特別会計に対します繰出金などの増額によりまして、この経常収支比率のいわゆる分子部分、分子の部分ですね、経常経費充当経常一般財源、経常経費充当の経常一般財源の部分が大きくなったことが上げられます。

また、分母の部分、経常一般財源収入の部分につきましても、普通交付税の追加交付によりまして、若干改善はされておりますけれども、振替財源であります、交付税の振替財源であります臨時財政対策債というものが大幅に落ち込みまして、これが大きく影響いたしまして、分母総体としては分子の伸びを下回り、結果として経常収支比率の上昇となったところであります。

また、(3)の表ですね、(3)の上の表であります。この指数の下から2段目に公債費比率というのがあります。91ページの上の表の3の指数の下から2番目のところに公債費比率というのがあります。これにつきましては、8.8ポイント、8.8%ということで、前年度（16年度）の9.4%に比べまして0.6ポイント低くなっております。元利償還金の減少等によりまして、若干の改善をみたところであります。

なお、この報告書には記載されておりませんが、新聞等でもご案内のとおり新たな財政の健全性をはかる指標といたしまして、実質公債費比率というのが出てまいります。これにつきましては、当町は10.3%ということになっておりまして、18年度からその発行が許可制から協議制となりました地方債発行におきまして、従来どおり国の許可が必要となるラインは18%であります、それは大きく下回ってるところであります。実質公債費比率は10.3ポイントであります。

このように17年度の決算は、歳入面では特別交付税、臨時財政対策債等の減額がございましたけれども、地方税、あるいは普通交付税の方の上回る収入、前年度を若干上回る収入などによりまして、財政調整基金を取り崩すことなく、逆に積み立てることができたところでございます。

なお、今後の財政見通しにつきましても、ご案内のように普通交付税において、この9月末にもある程度明らかになると思いますけれども、普通交付税で面積・人口というものを算定基礎にした新型交付税の導入が見込まれております。

また、この交付税の振替財源でありました臨時財政対策債につきましては、当初の予定どおり18年度末をもって廃止という方向にあるようであります。新しい新型交付税については、その原案が恐らく今月末ぐらいには示されるのではないかと考えておりますが、地方税制の改正と併せて普通交付税の改正については予断を許さない状況でございます。

そのほか、国庫補助金などにつきましても8月の末日が期限となっておりました国の概算要求、これを皮切りにいよいよ来年度予算編成が本格的にスタートいたしましたけれども、これから年末にかけての一連の予算折衝という流れの中で決まっていくことでございますので、今後も早目の情報収集と対応を取って、本町の財政に余り打撃がないような取り組みをしまいらねばというふうに考えてるところであります。

集中改革プランの着実な実施と、それから歳入特定財源、一般財源の積極的な確保ということで、この財政難を乗り切っていかなければならないというふうに思っているところであります。

次に、議案集に戻っていただきまして、20ページをお開きください。20ページをお開きいただきたいと思っております。

20ページから議案の第119号から124号までの6議案、これはいずれも一般会計以外のいわゆる特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。企業会計を含みます特別会計の決算認定でございます。

各会計の決算書は別冊でございます。薄緑色の冊子に、薄い緑色の冊子に「平成17年度歳入歳出決算書特別会計」としたものをまとめてございます。

なお、水道企業会計の決算書については別冊になっております。

いずれも特別会計の決算の内容でございます。

具体的な内容の説明につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

以上で、大変長くなりましたけれども、今定例会に提案申し上げました議案17件、専決処分の承認案件

が1件、条例の制定案件が1件、条例の一部改正案件が3件、規約の一部変更案件が1件、請負工事契約の締結案件が1件、18年度補正予算案件3件、17年度歳入歳出決算案件7件、計17議案を上程いたしますので、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会の会期中に追加議案を提案させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で町政諸般の報告並びにご提案申し上げました17議案についての提案理由の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

日程第6 請願並びに陳情の上程

○議長（横山富夫君） 日程第6、請願並びに陳情の上程を行います。

お手元に配付してあります文書表のとおり、陳情1件が提出されております。これを上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情1件は上程することに決しました。

日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（横山富夫君） 日程第7、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

基地対策特別委員会委員長片山博雅君。

○基地対策特別委員長（片山博雅君） 閉会中における基地対策特別委員会の報告をいたします。

平成18年第2回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告いたします。

平成17年7月14日基地対策特別委員会を開催しました。

基地のある町の基地問題対応のため、玖珠駐屯地を視察し、関係担当者より説明を受けました。

1. 戦車走行時の騒音、振動、砂塵等の視察では、74式戦車が時速5キロ、時速10キロ、時速15キロで走行し、戦車から約3メートル離れた位置での騒音、振動、砂塵等について検証しました。
2. 第8次イラク支援派遣隊員帰国報告では、3カ月のサマワ人道復興支援隊員より「やや不安な気持ちで日本を発ったが、現地では日本隊員に対する住民の評価は良く、宿営地では入浴もでき、食事は日本食で不自由はなかった。派遣中、弾着2回、抗議1回、そして冠婚葬祭時の小銃を打つ習慣に驚かされたり、緊張する時もありましたが、無事に任務を遂行して帰国できてよかった。」と現地の活動状況の

報告を受けました。

3. 日出生台演習場内での在沖縄米軍155ミリ榴弾砲の砲座防御のための小銃・機関銃の実弾射撃訓練は、米軍でも定められた指定射撃場でしか射撃はできないとの説明を受けました。

平成18年8月24日執行部出席のもと基地対策特別委員会を開催しました。

執行部より日出生台演習場問題協議会（四者協）のこれまでの経過について（沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練について）報告を受けました。

演習場内での小銃・機関銃の小火器使用訓練の在沖縄米軍からの申し入れについて、四者協としては「協定に明文化されていない。県の基本的方針である廃止、縮小に沿っていない。」「全国5箇所の演習場の中で大分県（日出生台）のみ小火器訓練の受け入れ表明はしていない。」との報告を受けました。

委員会としては、基地問題の対応について執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることに決しました。

以上です。

○議長（横山富夫君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

おはかりします。

議案第108号は、議会運営委員長より報告がありましたように、専決を求める案件でありますので、議案の性格上委員会付託を省略し直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第108号については、委員会付託を省略し直ちに本日の議題とすることに決定いたしました。

日程第8 質疑・討論・採決（専決処分1件）

○議長（横山富夫君） 日程第8、これより議案質疑、討論、採決を行います。

議案集1ページ、議案第108号、専決処分の承認を求めることについて。玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 議案第108号の質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第108号に対する反対意見はありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) 賛成意見はありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第108号について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

ご着席ください。

よって、議案第108号については、承認することに決定いたしました。

○議長(横山富夫君) 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

おはかりします。

明6日は議案質疑といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、明6日は議案質疑とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年9月5日

玖珠町議会議長

署名議員

署名議員

